

松江市

みんなにやさしいデジタル市役所計画

～“ちょうどいい”市役所をめざして～

令和4年（2022年）3月

松江市

目次

I 計画策定の背景	…P.1
II 計画の概要	
2.1 計画策定の趣旨	…P.2
2.2 計画の構成	…P.2
2.3 計画の位置づけ	…P.3
2.4 計画の目標	…P.4
2.5 計画の期間	…P.4
III 計画の基本方針	
3.1 市民サービスの向上	…P.6
3.2 業務の効率化	…P.7
3.3 人財育成	…P.8～9
IV 具体的な取組と手法	…P.10
V セキュリティ対策	…P.11
VI 推進体制	…P.12～14
資料編	…P.15～28

I 計画策定の背景

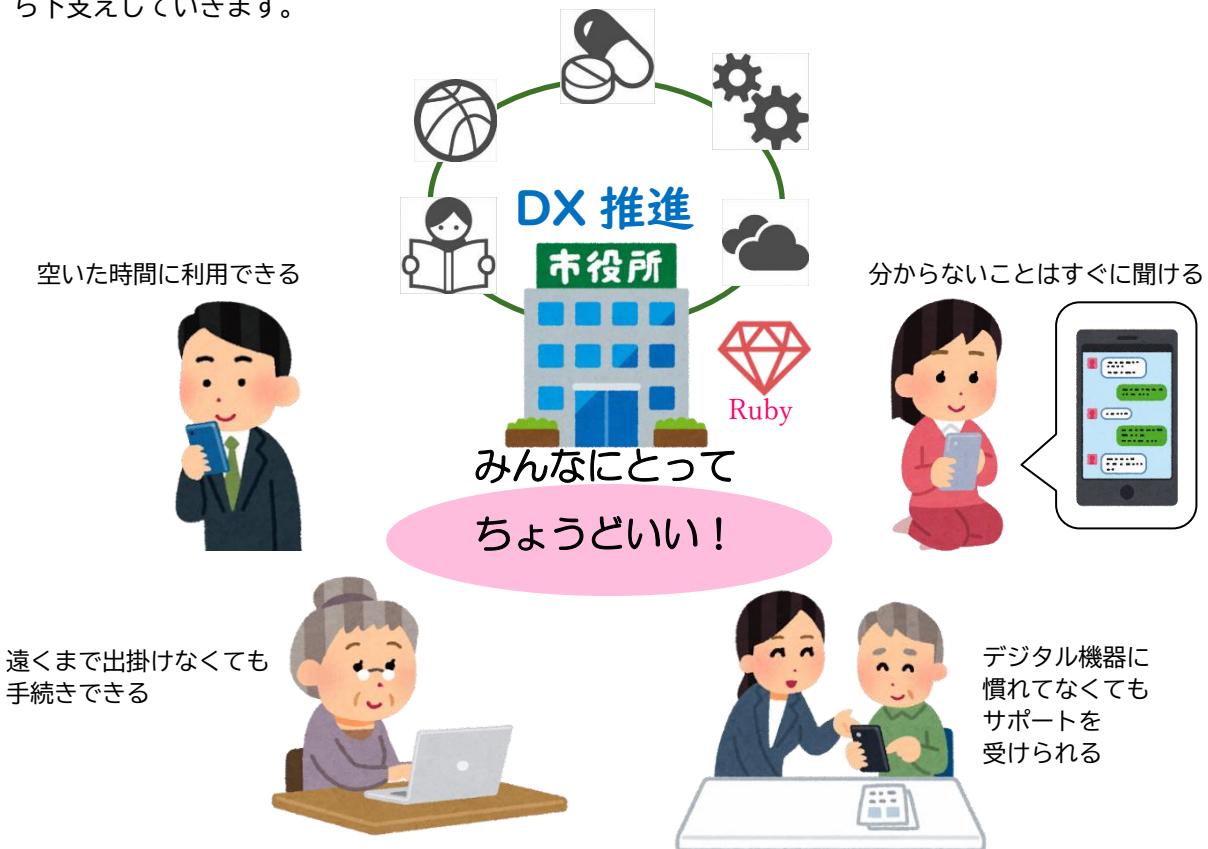
本市はこれまで、平成 18 年（2006 年）に「Ruby City MATSUE プロジェクト」をスタートしてから、人材・情報の交流、ビジネスマッチングの拠点としての地域ブランドづくりや、プログラミング教育を通じた IT 人材育成などに積極的に取り組んできました。

昨今、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、暮らしや仕事、人ととの関わり方などが大きく変わりました。そして、オンライン会議などデジタル技術の普及が進む中、これらを利用することが当たり前になってきました。

国も令和 3 年（2021 年）9 月にデジタル庁を設置し、さらに「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げてデジタル実装を通じた地方活性化を進めようとしています。それに伴って各自治体は、行政サービスや産業、教育、医療・福祉等あらゆる分野での DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていくことが求められています。

また、人口減少はますます進んでいくと見込まれており、将来人手が減っていく中でもサービスは維持・向上していかなければなりません。本市はこれまでの取組を活かした市全体の DX 推進の第 1 歩として、まず市役所の中からデジタル化していきたいと考えています。

その際に新しい仕組みを取り入れるだけでなく、デジタル技術に慣れている人もそうでない人も利用しやすい「ちょうどいい」市役所にすることがとても大切です。そして、今の手続きやサービスをもっと良くして頼れる市役所になることで、松江市総合計画で掲げている、松江のあるべき姿「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を達成できるよう、DX 推進という観点から下支えしていきます。



II 計画の概要

2.1 計画策定の趣旨

今後も続くと見込まれる人口減少社会において、様々な手続きやサービスを維持・向上するため、そしてDXによるまちづくりを進めていくために、まず市役所のデジタル化に取り組むこととしています。

また、今後デジタル化をもっと早く進めていくために、すべての職員が、めざすデジタル市役所のあり方について同じ考え方を持ち、チームワークよく取り組まなければなりません。

以上のことから、将来に向けたデジタル化についての方針を示すものとして本計画を策定しました。

「みんなにやさしい」ってどんな意味？

「みんな」 … 松江市に住んでいる人、市外に住んでいて松江市役所で手続きをする人、松江市に転入する人、仕事で松江市と関わる人、松江市職員のことです。

「やさしい」 … 「優しい」と「易しい」の2つの意味が掛かっています。

不慣れな人にはしっかりサポートし、すべての人にデジタル化の恩恵を提供するという意味の「優しい」、誰にとっても使い易く、分かり易い簡単なしきみやサービスをめざすという意味の「易しい」を、「やさしい」という言葉で一つにまとめています。

2.2 計画の構成

本計画では、**目標や期間、基本方針等**を定めます。

本計画に基づき具体的に取り組む内容については、**実施計画**として別に定めます。

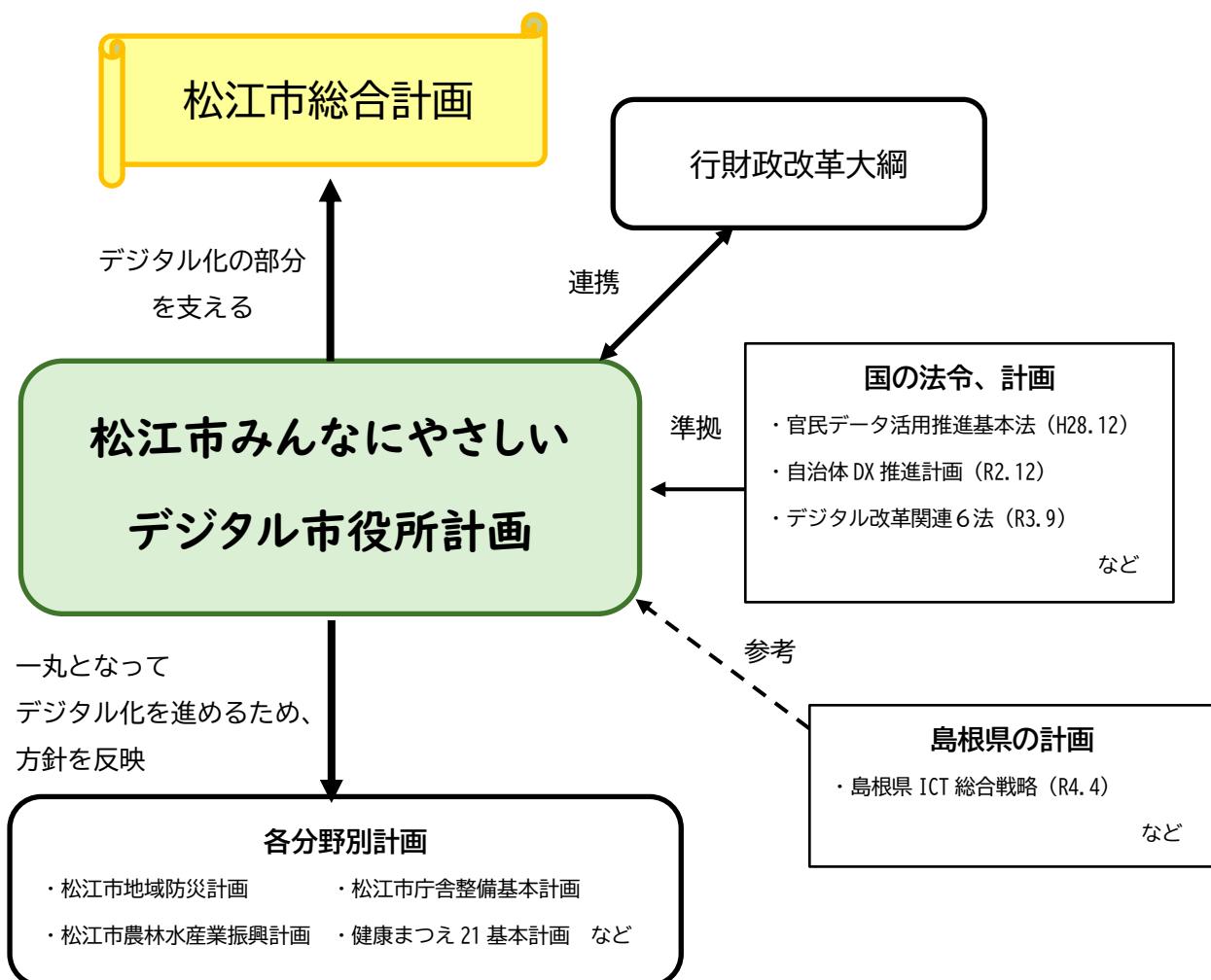
2.3 計画の位置づけ

本計画は松江市総合計画のデジタル化の部分を支える計画と位置づけます。松江市総合計画における「IV どだいづくり」の『市役所って、ほんと頼りになる』に関連する取組として、本計画を推進します。

さらに、今後は国のデジタル田園都市国家構想の実現に向け、各分野別計画もデジタル化に取り組む必要が生じると見込まれるため、各計画へ将来的にデジタル化の考え方を反映させることとしています。

また、本計画は官民データ^{※1}の活用を総合的かつ効果的に推進するため、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条に規定する、市町村官民データ活用推進計画及び自治体 DX 推進計画として位置付けます。

<位置づけイメージ図>



^{※1}官民データ：電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

2.4 計画の目標

本計画の目標は次のとおりです。

「行政サービスや業務のデジタル化による、

人口減少社会における市民サービスの向上」

行政サービスや業務をデジタル化することで、「ちょうどいい」便利さを実現し、人口減少が続く中でも、人手不足に悩まされることなく市民ニーズに応えて、市民サービスを向上していく市役所をめざして取り組んでいきます。

「ちょうどいい」ってどんな意味?

市民にとってのちょうどいい…自分の一番利用しやすいやり方を選んで、手続きやサービスの利用ができるという意味を込めています。

職員にとってのちょうどいい…業務の内容によって、最適なツールやしくみを選んで仕事をすることができるという意味を込めています。

2.5 計画の期間

本計画は、松江市総合計画と期間を揃え、令和4年度（2022年度）を初年度とする令和11年度（2029年度）までの8か年計画とします。

実施計画については、デジタル分野の動向や社会情勢、市民のニーズの変化に適切に対応できるよう、期間を4期（各2年）に分けています。また、社会状況が大きく変化した場合は、速やかに見直していくこととします。

計画期間

R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
基本方針（8年間を通した考え方）							
実施計画（2年おきに見直して改定する）							
第1期	第2期	第3期	第4期				

III 計画の基本方針

計画の基本方針は、「市民サービスの向上」と「業務の効率化」及びそれらを支えるための「人財育成」を3つの柱とし、市役所のデジタル化を推進するものです。

また、基本方針の3つの柱それぞれに、将来のデジタル市役所のあり方（ビジョン）を設定しました。これらは中堅・若手職員の庁内部会におけるディスカッションを通じて、日常的に感じる課題や疑問を出し合い、解決された後のデジタル市役所のあり方として示したものです。



3.1 市民サービスの向上

ビジョン 「市民一人一人が自分にとって『ちょうどいい』方法を選んで、手続きをしたり、行政サービスを利用できる」

一人一人にとっての「便利さ」はそれぞれ違っています。仕事をしている人、子育てや介護をしている人、家族と暮らす人、一人で暮らす人など、いろんな人がいて生活スタイルは様々です。また、スマートフォンやパソコンを使い慣れている人もいれば、紙とペンの方が慣れているという人もいます。

こうした一人一人のニーズの違いに合わせて、手続きの仕方や情報の受け取り方を選べるようにして、市民の皆さんにとって「ちょうどいい」便利な市役所をめざします。

達成すべき状態	見込まれる効果
手続きの手間は最小限に抑えられる	<ul style="list-style-type: none">手続き上の「煩わしさ・複雑さ」から解放される窓口等で待つことなく手続きできる
手続きの仕方を選ぶことができる	<ul style="list-style-type: none">自分が手続きしたいときにいつでもどこでも手続きできる操作が分からなくても手伝ってもらって手続きできる自分の身近な場所で手続きできる
市役所からの大切な情報をちゃんと受け取れる	<ul style="list-style-type: none">スマホ等を使いこなせなくとも情報を受け取れる市の情報がいろんな方法で発信されて気づきやすくなる市の取組が市民によく分かる
施設やサービスをより利用しやすくなる	<ul style="list-style-type: none">受けられる市民サービスや利用できる公共施設を簡単に探せて、予約・利用できる忙しかったり、スマホ等を使いこなせなくとも市民がみんな同じように行政サービスを利用できる自分の身近な場所で手続きできる

「手続きの手間は最小限に抑えられる」の達成イメージ例

やらなきゃいけない手続きはあるけど、時間ないんだよな…



いつでも手続き出来るし、分かりやすくなって楽になった！



「手続きの仕方を選ぶことができる」の達成イメージ例

パソコンもスマホも苦手で、オンライン手続きなんてできない…



分からなくてもしっかり手伝ってもらえて安心！



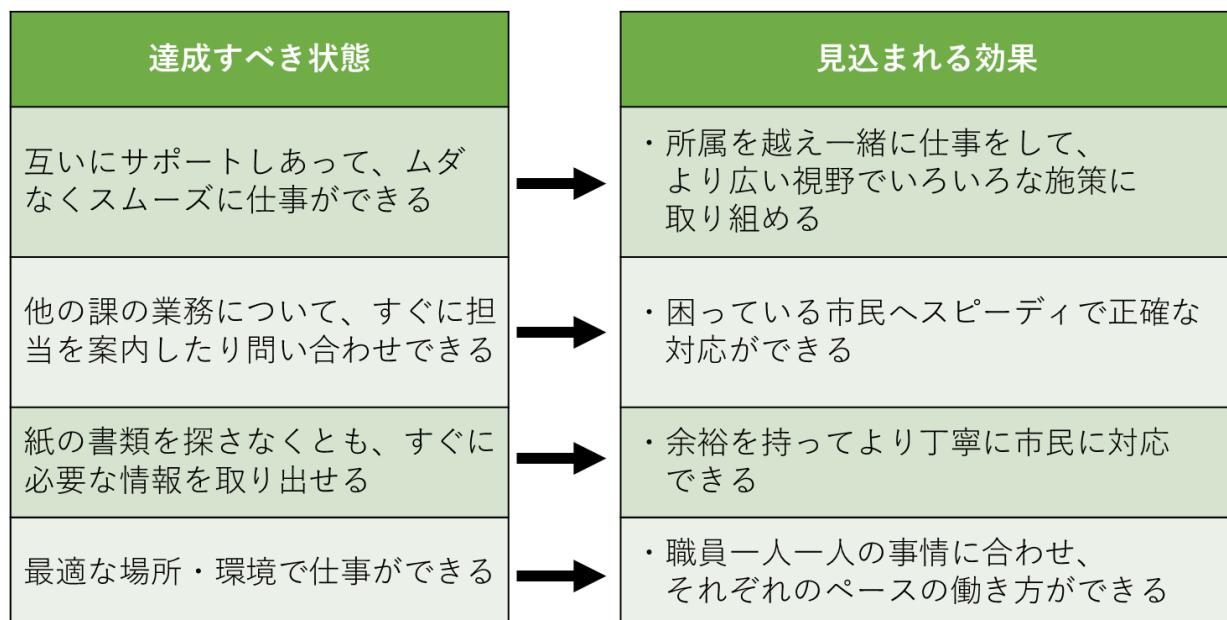
3.2 業務の効率化

ビジョン 「すべての職員が、最適な環境の下、庁内各課が持っている情報を簡単に利用でき、職場間・職員間でスムーズに連携できる。」

各職場で持っているデータや様々な知識・情報は、その職場だけでなくほかの職場でも必要になることがあります。それを効率よく引き出してどの職員も簡単に利用できるようにすることとすべての職員の業務そのものを効率化します。

併せて、職員同士のコミュニケーションのしやすさを向上させて、同じ職場や所属を越えた連携をしやすくします。

これらの取組を進めて、職員にとって「ちょうどいい」働き方・働く環境を実現します。



3.3 人財育成

ビジョン 「すべての職員が基礎的な情報リテラシーを持っており、市の課題を分析し部署を越えて連携して、行政サービスや業務をよりよくしていくこと」

通信インフラ（通信回線や通信機器など）、デジタルデバイス（スマートフォンなどの機器）の普及により、社会全体のITリテラシー^{※2}も向上しています。その中で自治体が社会全体のITリテラシーに遅れを取らないようにするために、すべての職員のITリテラシーを底上げしていきます。

そして、困っている市民を手助けできるようになることはもちろん、市の課題をきちんと分析して、本市が持つ情報資産を適切に取り扱いながら、部署を越えて連携し工夫できるような、「ちょうどいい」便利な市役所づくりを推進できる人財を育成していきます。

達成すべき状態	見込まれる効果
・府内各所の情報を適切に市民に案内できる	・市民にとって一番負担のないサービスを考えられる
・市民目線で部署を越えて連携できる	・すべての職員は手続き等で困っている市民のサポートができる
・デジタル分野について基本的なことを共有できている	・職員の習熟度や業務の処理スピードの格差がなくなる
・根拠をきちんと理解した上で、基本的なシステム操作ができる	・市の課題解決に向けた効果的な施策を提案し、取り組むことができる
・積極的にデジタル技術を取り入れられる	・すべての職員の情報リテラシーが向上し、苦手意識を持つ職員が少なくなる
・現状をきちんと分析し、最適なシステムを導入・利用できる	
・一人一人が主体的に新しい知識・技術の習得に努める	

「デジタル分野について基本的なことを共有できている」の達成イメージ例

そもそも自分自身、機械は苦手でデジタル分野のことも分からん…



機器操作も分かるから、市民へのサポートがしっかりできる！



「一人一人が主体的に新しい知識・技術の習得に努める」の達成イメージ例

苦手な分野だから、デジタル分野は得意な人に任せたい…



みんなのリテラシーが上がって、苦手意識なく新しい取組に挑戦できる！

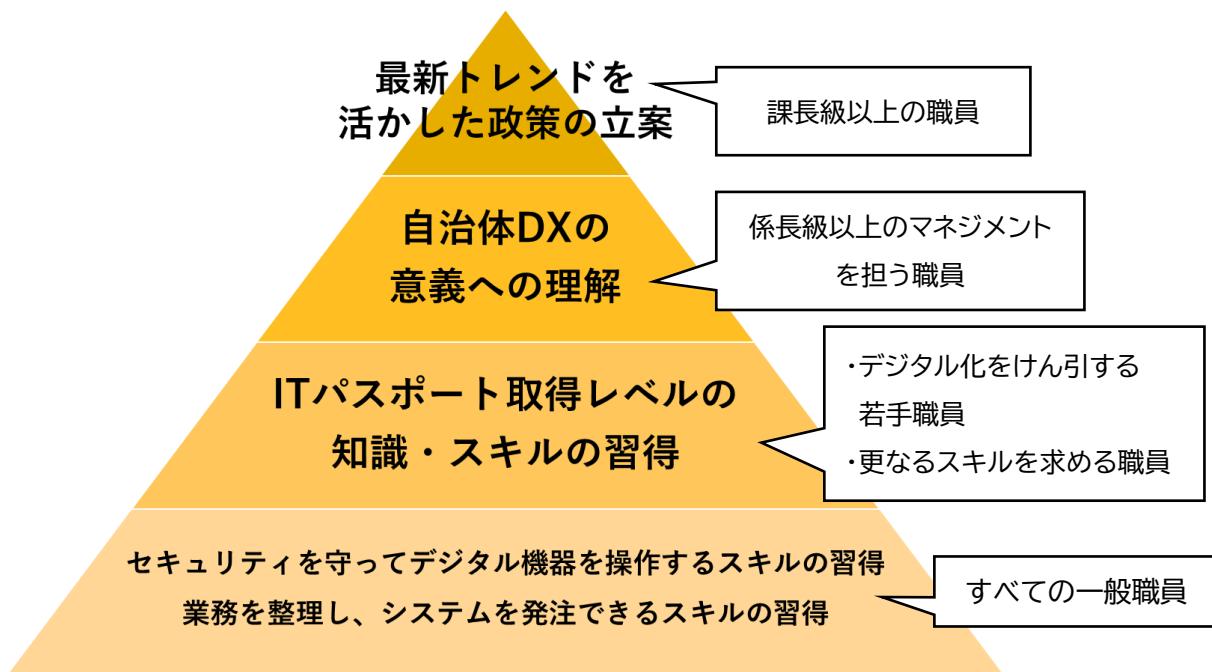


※2 IT リテラシー：社会における IT 分野での事象や情報等を正しく理解し、関係者とコミュニケーションして、業務等を効率的・効果的に利用・推進できるための知識、技能、活用力。

3.3.1 松江市がめざす職員のITリテラシーのあり方

人財育成については、「達成すべき状態」の設定に加え、各職員がそれぞれデジタル化を推進していくためにどんな知識やスキル等を身につけていくのかを示す『松江市がめざす職員のITリテラシーのあり方』を定めます。

【求められるITリテラシーと対象職員のイメージ図】



【求められるITリテラシーと達成すべき状態との関連一覧表】

求められるITリテラシー	関連する「達成すべき状態」
・最新トレンドを活かした政策の立案	・市民目線で部署を越えて連携できる ・積極的にデジタル技術を取り入れられる
・自治体DXの意義への理解	・市民目線で部署を越えて連携できる ・積極的にデジタル技術を取り入れられる
・ITパスポート取得レベルの知識・スキルの習得	・一人一人が主体的に新しい知識・技術の習得に努める
・セキュリティを守ってデジタル機器を操作するスキルの習得 ・業務を整理し、システムを発注できるスキルの習得	・府内各所の情報を適切に市民に案内できる ・デジタル分野について基本的なことを共有している ・根拠をきちんと理解した上で、基本的な操作ができる ・現状をきちんと分析し、最適なシステムを導入・利用できる ・一人一人が主体的に新しい知識・技術の習得に努める

IV 具体的な取組と手法

具体的な取組については、実施計画として別に定めます。

実施計画は、すでに庁内部会で議論している課題に対して、「市民サービスの向上」「業務の効率化」「人財育成」の3つの柱における将来のデジタル市役所のあり方（ビジョン）との整合性を確認しつつ、幅広く取組を定めることとします。

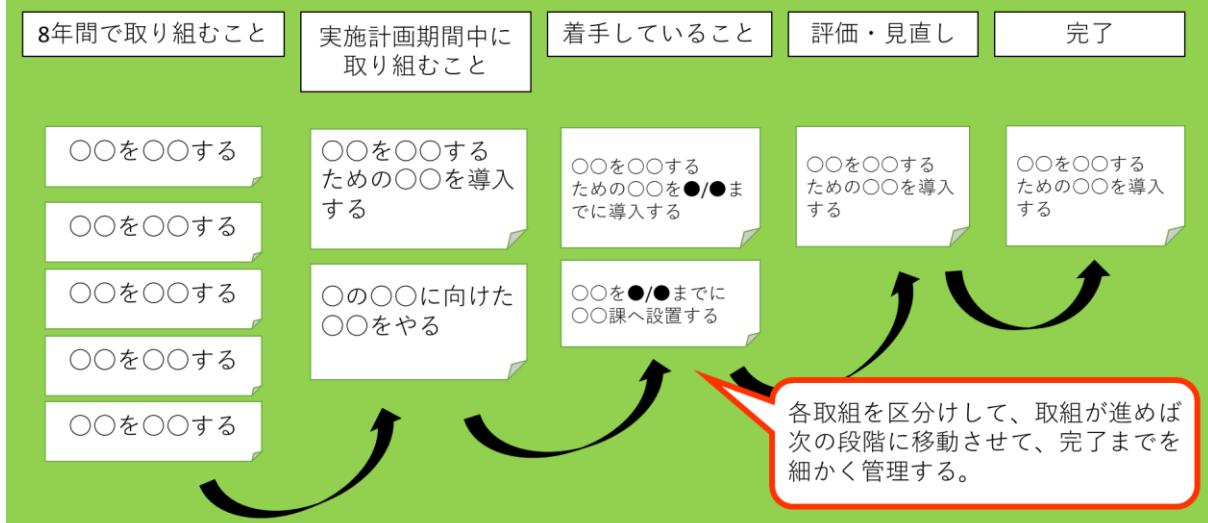
なお、進捗管理は行政マネジメントシステム^{※3}を用いてPDCAサイクルを回して着実に進めています。さらに、実行性ある取組を実現するため、民間企業で業務管理手法として採用されている「カンバン方式」の考え方を取り入れます。

この「カンバン方式」とは、チームで取り組む業務を『作業前』『作業中』『完了』の3つに区切り、個人がそれぞれ担当する作業の進捗状況を各区分に当てはめて、チーム全体で確認して管理する、という方法です。

これを本市に当てはめると、チームはすなわち市役所全体、個人は各課ということになります。そして、今後は以下の図のように『8年間で取り組むこと』『実施計画期間中に取り組むこと』『着手していること』『評価・見直し』『完了』に区分し、各取組の完了まで進捗を細かく管理していきます。

「カンバン方式」は、どれくらい取組が進んでいるのかが一目で分かるようになるので、職員が効率的に取組を進めて管理していくのに「ちょうどいい」方法です。また、市民にとっても市がどれくらい具体的に取組を進めているのかが分かりやすいので、市民と市が本計画の進捗状況を共有するのにも「ちょうどいい」方法です。

実施計画の取り組みイメージ



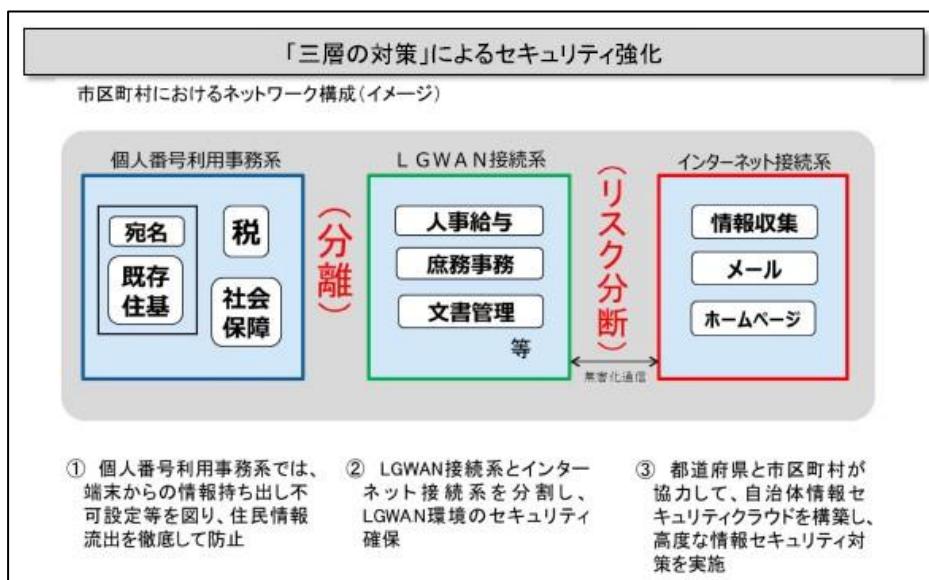
^{※3} 行政マネジメントシステム：松江市の各種事業の予算・スケジュール・進捗の管理を行うためのシステム。

▽ セキュリティ対策

情報セキュリティ対策は、以下の3つに大別され、それぞれ対策を講じています。

- 機器の盗難などに対する物理的セキュリティ
- 職員の操作ミスなどに対する人的セキュリティ
- 不正アクセス、不正プログラムなどに対する技術的セキュリティ

全国の自治体において、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）にかけて、技術的セキュリティに関する「三層の対策（三層分離）」を講じ、本市においても対策が完了しています。



（総務省 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に
係る検討会 資料「自治体セキュリティ対策見直しのポイント」（2020年5月）より抜粋）

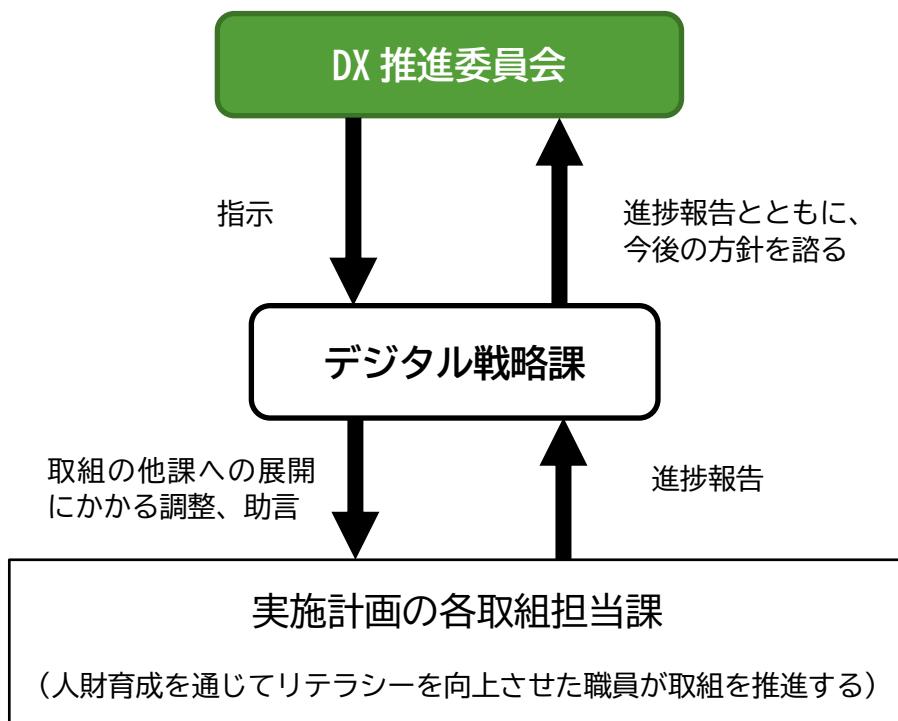
この対策では特定個人情報を含む住民基本台帳などを扱うネットワーク、職員間や他自治体とのやり取り・文書作成などで利用するネットワーク（LGWAN^{※4}）及びインターネットを分離し、不正アクセス・ウイルス攻撃等のサイバー攻撃などを防止しています。なお、この対策により、全国的に情報漏えいなどのセキュリティ事故が大幅に減少しています。

物理的セキュリティ対策としてパソコンに施錠しておりますが、情報漏えいの原因の多くが職員の「うっかりミス」によるものであることから、人的セキュリティ対策として、毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するための自己点検及び内部監査を実施しています。

そして、市役所の様々なサービスや業務のデジタル化を推進するとともに、市民の皆さんに安心して市役所や市の行政サービスを利用していただくために、今後もセキュリティ対策を講じていきます。

※4 LGWAN：総合行政ネットワーク（LGWAN）は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。LGWANとはLocal Government WANの略称。

VI 推進体制

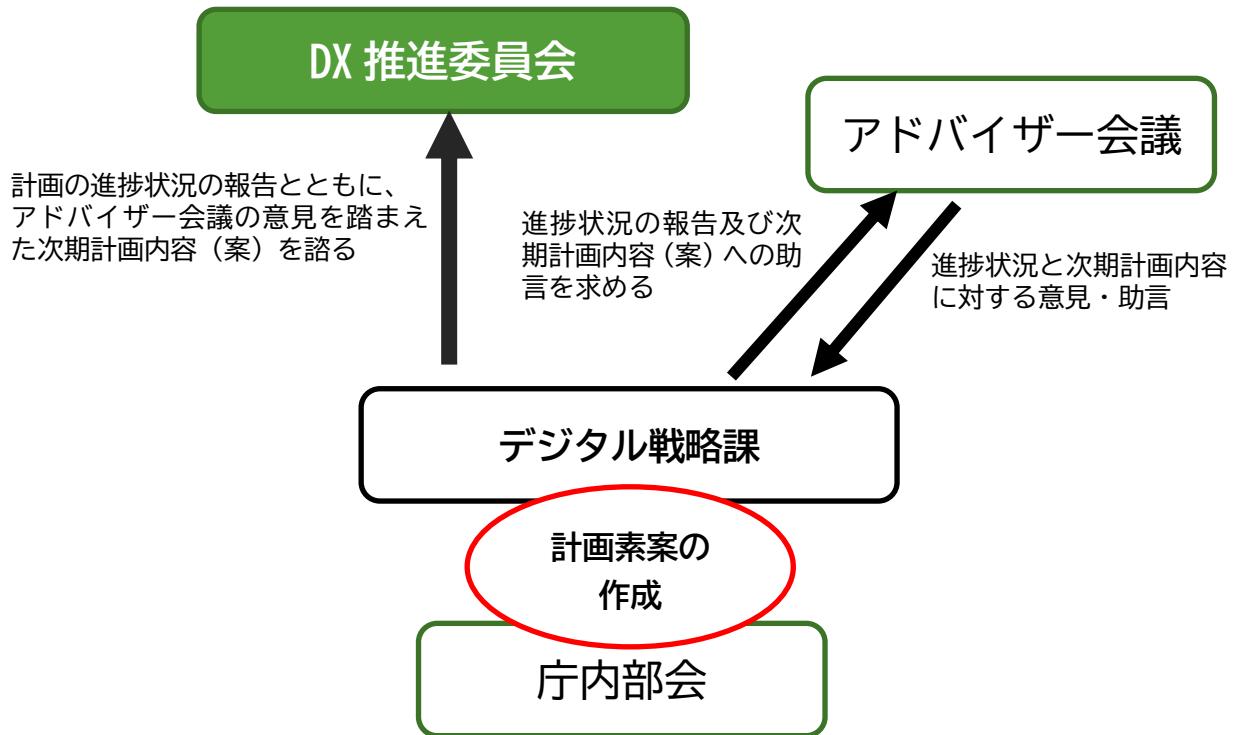


進捗管理については、デジタル戦略課が実施計画の各取組担当課から進捗状況を取りまとめて精査し、DX推進委員会へ報告して今後の方針を諮ります。DX推進委員会は、デジタル戦略課に対し取組に関する指示を行います。

また、デジタル戦略課から各取組担当課への助言を行い、取組の規模を拡大していく場合には他課との調整を行います。これら助言や指示を行う際、必要に応じて専門的知見を有する有識者に意見をもらいながら行います。

さらに、府内の働き方改革、窓口のあり方検討を主導する部署等と緊密に連携し、市全体の行政サービス・業務の改革をデジタル化という点から推進していきます。

〈計画見直し〉



基本計画を見直す際は、デジタル戦略課がアドバイザーアドバイスを受けながら次期計画（案）を作成し、DX推進委員会へ諮り承認を受けます。

実施計画を見直す際は、デジタル戦略課が実施計画の進捗状況をまとめ、次期実施計画（案）を作成します。次期実施計画（案）の作成にあたっては、庁内の若手職員で構成する庁内部会と連携して作業を行い、アドバイザーアドバイスにおいてアドバイザーアドバイスから意見をもらう予定とします。

最終的にDX推進委員会へ実施計画の進捗状況を報告するとともに次期実施計画（案）の承認を受けます。

●各組織の役割と構成

【DX 推進委員会】

副市長を委員長（最高情報責任者（CIO））、各部局長を委員として構成している。

本計画に関することについて、最終的に承認を行う。

なお、既存の「ICT 推進委員会」の名称を変更し、「DX 推進委員会」とするもの。

【アドバイザーミーティング】

ICT 技術の利活用やデジタル分野全般についての専門的知見を有する有識者で構成する。

本計画の進め方へのアドバイス、次期計画へのアドバイスを行う。

【庁内部会】

庁内の各課職員で構成する。

次期実施計画（案）を作成するにあたり、次の実施計画の取組方針のアイデアなどを話しあう。デジタル戦略課は、庁内部会で出たアイデアをもとに実施計画（案）の作成を進める。

資料編

1. デジタル分野における社会情勢

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| (1)世界に先駆けた「超スマート社会」実現（Society5.0） | …P.16 |
| (2)デジタル庁の設置 | …P.16 |
| (3)新型コロナウイルス感染症 | …P.17 |

2. デジタル化に関する国の方針

- | | |
|-------------------|-------|
| (1)デジタル・ガバメント実行計画 | …P.17 |
| (2)自治体DX推進計画 | …P.18 |
| (3)デジタル田園都市国家構想 | …P.19 |
| (4)マイナンバーの概要 | …P.20 |

3. デジタル分野における本市の状況

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1)ITガバナンスの課題 | …P.20 |
| ・運用上の課題 | |
| ・ITガバナンス構築のための取組 | |
| (2)本市におけるRubyの取組 | …P.22 |
| (3)本市におけるマイナンバーカードの普及及び電子申請の現状 | …P.23 |
| (4)本計画の策定 | …P.24～27 |
| ・松江市ICT推進委員会設置要綱 | |
| ・松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画アドバイザー会議設置要綱 | |
| ・松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画アドバイザー会議 構成員名簿 | |
| ・策定の経過 | |

1. デジタル分野における社会情勢

(1) 世界に先駆けた「超スマート社会」実現（Society5.0）

Society5.0 とは、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く我が国がめざすべき未来社会の姿として、内閣府の第5期科学技術基本計画（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））において提唱されました。仮想空間と現実空間を上手く組み合わせることにより、経済発展と社会課題の解決を両立することをめざしています。

また、令和3年（2021年）10月にはFacebook社が「メタバース」と呼ばれる、VR（バーチャルリアリティ：仮想現実）やAR（オーグメンテッドリアリティ：拡張現実）と実世界を融合した空間を構築すると発表しました。これは Society5.0 がめざす姿と重なる面も多く、注目されています。

Society5.0 は、これまでの情報社会（Society4.0）で課題となっていた知識や情報の共有あるいは分野横断的な連携の不十分さを、IoT^{※5}やAI^{※6}、ビッグデータ^{※7}などの先端技術によるサービスで解決し、一人一人が快適で活躍できる社会を実現することを目的としています。

(2) デジタル庁の設置

令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金の支給時には、給付金オンライン申請システムの不備や地方自治の実態に沿わない方針が重なり、給付手続きの事務に混乱を招きました。

こうした行政のデジタル化の不備を解消し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」のミッションの下、すべての国民にデジタル化の恩恵が行きわたる社会という理想像をめざすために、内閣においてデジタル庁が設置されました。

デジタル庁設置に際しては、令和3年（2021年）5月12日の「デジタル改革関連法」がその根拠となっています。これにより、令和3年（2021年）9月1日のデジタル庁の設置が決定しました。

* デジタル庁設置法

* デジタル社会形成基本法

* デジタル社会形成整備法（デジタル社会の形成を図るための、関係する法律の整備に関する法律）

※5 IoT : Internet of Things（インターネット オブ シングス）の略で、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」

※6 AI : 人工知能（Artificial Intelligence）のこと。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。

※7 ビッグデータ：デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ

- * 公金受け取り口座登録法（公的給付の支給等を迅速かつ確実に実施するための預貯金口座の登録等に関する法律）
- * 預貯金口座管理法（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による、預貯金口座の管理等に関する法律）
- * 自治体システム標準化法（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律）

そのほか、自治体間システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進や利用範囲拡大など、行政のデジタル化を推進する政策が進められることになっています。

(3)新型コロナウイルス感染症

令和元年（2019年）12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生が報告されて以降、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行しました。WHO（世界保健機関）により、このウイルスによる感染症は“COVID-19”と名付けされました。

世界的大流行となり、日本において多くの感染者を出している新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、一般的に感染経路となる飛沫感染や接触感染、近距離での会話を防ぐ生活様式を取り入れる必要が出てきました。

そこで厚生労働省は令和2年（2020年）5月、新型コロナウイルス感染症対策を想定した「新しい生活様式」の実践例を提示しました。新しい生活様式では、日常生活を営む上で、人との身体的距離（ソーシャルディスタンス）をとつて接触を減らすために必要な行動が示されているほか、テレワーク、リモートワーク等、働き方の新しいスタイルが推奨されています。

2. デジタル化に関する国の方針

(1)デジタル・ガバメント実行計画

令和元年（2019年）12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」は、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2年（2020年）12月に改定されました。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、自治体の業務システムの標準化・共通化を始めとする国・地方デジタル化指針を盛り込む等、デジタル・ガバメント推進の取組を加速させるとともに、計画的かつ実効的に進めていくための内容となっています。

このデジタル・ガバメント実行計画では「地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進」として、国が実現にむけて取り組んでいく次の施策について示しています。

- 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進
- 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進
 - 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進
 - 地方公共団体におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進

- 地方公共団体における地域情報プラットフォーム準拠製品の導入及び中間標準レイアウトの利用の推進
- 地方公共団体における適正な情報セキュリティ対策
- 地方公共団体におけるAI・RPA^{※8}等による業務効率化の推進
- 地方公共団体におけるオープンデータの推進
- 地方公共団体のガバナンス強化と人材確保・育成
- 地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の推進

(2)自治体DX推進計画

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」です。

令和2年（2020年）12月に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとして、令和2年（2020年）12月に、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。

推進計画の重点取組として、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底を掲げています。

自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画では、取組事項として次の施策について記されています。

- 重点取組事項
 - 自治体の情報システムの標準化・共通化
 - マイナンバーカードの普及促進
 - 自治体の行政手続のオンライン化
 - 自治体のAI・RPAの利用推進
 - テレワークの推進
 - セキュリティ対策の徹底
- 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項
 - 地域社会のデジタル化

^{※8} RPA : Robotic Process Automation の略称。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組のこと。

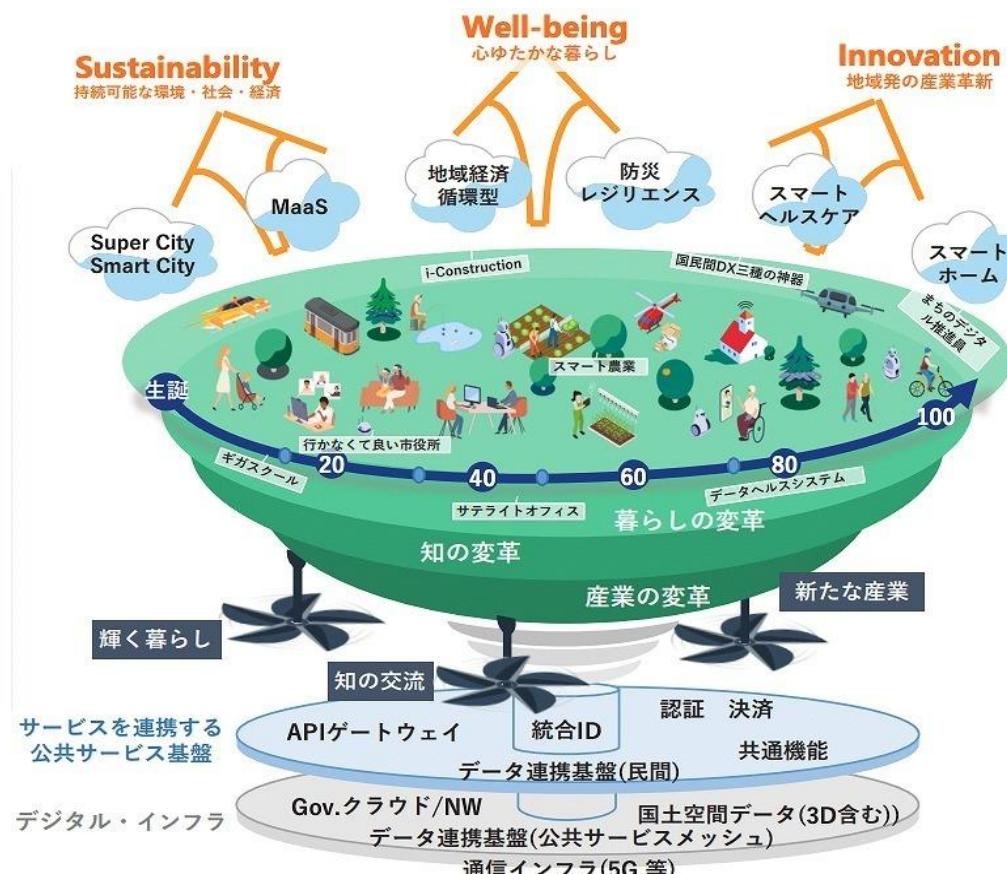
- デジタルデバイド対策
- その他（デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）
 - BPR^{※9} の取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
 - オープンデータの推進
 - 官民データ活用推進計画策定の推進

(3)デジタル田園都市国家構想

デジタル田園都市国家構想とは令和3年（2021年）10月に岸田文雄内閣総理大臣の所信表明の中で発表された「新しい資本主義」実現に向けた成長戦略、そしてデジタル社会の実現に向けた重要な柱に位置づける、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想です。

デジタル田園都市の実現を支えるデジタルインフラは国が主導し、「5G（第5世代移動通信システム）」を令和5年（2023年）までに人口カバー率を9割まで引き上げる予定とされています。

また地方では、その魅力を維持しながら、都市と変わらない利便性や仕事・教育の機会を充実させるため、デジタルの力を全面的に活用し「地域の個性と豊かさ」を生かしつつ、「都市部に負けない生産性・利便性」（Innovation）も兼ね備え、「心豊かな暮らし」（Well-being）と「持続可能な環境・社会・経済（Sustainability）」の実現を目指すとしています。



（出典：デジタル庁「第2回デジタル田園都市国家構想実現会議」資料（2021年12月28日））

※9 BPR : Business Process Re-engineering の略称。業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。

(4)マイナンバーの概要

マイナンバーとは行政を効率化し国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤です。住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度です。

(導入目的)	①公平・公正な社会の実現 ②国民の利便性の向上 ③行政の効率化
(利用範囲)	社会保障、税、災害対策の3分野 ※分野横断的な共通の番号を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能に
(経過)	平成28年（2016年）1月 マイナンバーの利用開始 平成29年（2017年）11月 情報連携の本格運用を順次開始 マーナポータル運用開始（政府が運営するオンラインサービス） 令和2年（2020年）9月 マイナポイントの実施 令和3年（2021年）10月 健康保険証としての本格運用開始

3. デジタル分野における本市の状況

(1)ITガバナンスの課題

令和2年度にITコンサルタントに委託し実施した、各課で所管しているシステムに関する調査の結果、様々な課題が見えてきました。また、この結果を踏まえて、ITコンサルタントより課題を解決するITガバナンス構築のための取組の提案を受けました。

課題報告および取組提案は以下のとおりです。（令和2年度ITコンサルタント業務報告書より抜粋）

○ 運用上の課題

①仕様書の不備

仕様書の多くは標準化されておらず、体裁もマチマチのため、記載するべき、対象システムの機能要件、非機能要件、作業要件、作業遂行に係る要件、成果物要件等が欠落しているものが散見されている。

②導入当初の契約書が破棄されている

「文書保存期限が経過したので廃棄した」として、稼働中のシステムでも導入当初の契約書や仕様書、決裁文書が破棄されている。情報システムは資産であるという認識がされていない。

③情報化協議がゴールに向かって行われていない

情報化協議が原課とベンダーとの事前合意の後に行われているため、「原課の判断や意思決定に対する可否の確認」の位置づけにしかなっていない。そもそもゴールが共有されていないか、存在しない。

○ ITガバナンス構築のための取組

①システム管理台帳の整備

業務を実施していれば当然に発生する文書（契約書、仕様書、プロジェクト計画書、セキュリティ実施手順書、完成図書等）の写しを破棄される前にそのまま収集し、経年でファイリングする。情報化協議は常に台帳を参照し、協議結果もファイリングする。

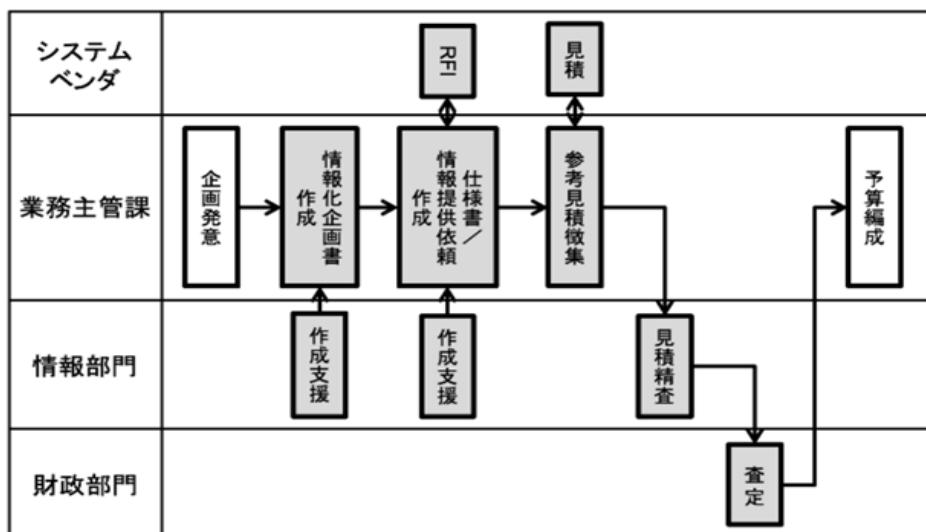
②標準契約書の整備

委託契約、賃貸借契約について標準契約書を整備し、記載事項の欠落を防ぐ。

③調達プロセスの標準化（ガイドラインの作成と運用の徹底）

情報化投資に係る手順の標準化を行い、すべての職員に一律の品質で業務遂行させべく、手順を示したガイドラインを作成する。情報化企画書、仕様書のひな形を整備し、企画発意から予算編成までのプロセスを無理なく実施できるような仕組みを運用する。

【ガイドラインで定める手順イメージ】



(2)本市におけるRubyの取組

Rubyは松江市在住のまつもとゆきひろ氏が開発した国産のプログラミング言語です。

プログラムの記述方法が比較的簡単で初心者にも習得しやすいといわれています。その一方、本格的なシステムの開発にも利用されており、日本だけでなく世界中でRubyを使って作られたシステムが稼働しています。そのため、国内外にRubyを使って開発することができるプログラマーがいて、積極的な交流が行われています。

このプログラミング言語は特にWebサービスの開発が得意で、多くの人が日頃利用しているサービスにも利用されています。また、本市においては一部のシステムで利用しています。

本市では、平成18年(2006年)から「Ruby City MATSUEプロジェクト」を推進しており、小中学校におけるプログラミング授業の実施やオープンソースサロン、ビジネスプランコンテストの開催など、様々な形でRubyの利活用を支援しています。

【市役所内の活用事例】

システム名	システム内容
庁内用グループウェア「縁sys」	スケジュール管理、情報共有等を行う
人事評価システム	人事評価の入力、とりまとめを行う
時間外管理システム	時間外業務の時間・従事内容を管理する
奨学金管理システム	審査や貸付、返済などを管理する
霊園・墓地管理システム	市有の霊園・墓地を管理する
政策統計システム	各課が持つ各種データの収集・分析を行う
統計情報データベース	各課が持つ各種データを一般に利用できるよう公開するポータルサイト
行政マネジメントシステム	各課の事業の進捗管理を行う

【全国展開しているシステム・サービス事例（一部）】

(順不同)

サービス名	サービス内容
クックパッド  cookpad	料理レシピ投稿・検索サービス
食べログ  食べログ	レストラン検索・予約サイト
freee	全自动クラウド会計ソフト
Airbnb	民泊サイト

サービス名	サービス内容
Hulu	 動画配信サービス
Github	ソースコードホスティングサービス
Gunosy	情報キュレーションサービス
CrowdWorks	クラウドソーシングサービス
note	文章、画像、音声、動画投稿メディアプラットフォーム
Coincheck NFT(β版)	NFTの取引を行うマーケットプレイス
SUZURI	クリエイター向けグッズ製作・販売オンドマンドECサービス
スタディサプリ	オンライン学習サービス
StudyPlus	学習管理SNS
Traveloco	タウン・コンシェルジュサービス
Lychee Redmine	プロジェクト管理ツール
Seculio	情報セキュリティの管理・運用
Autify	ノーコードのソフトウェア検証自動化ツール
GALIMO	オンラインイベントシステム
ヤンマガWeb	マンガ等のコンテンツ閲覧Webサイト
motionE(モーション)	ふるさと納税ワンストップ管理システム
unica	規格外農作物特化型ECサイト
The Admissions Office	願書提出～合格発表までの入学プロセス管理システム
Spacely	360度VRコンテンツ作成・編集クラウドソフト
WaKaYō	二酸化炭素モニタリングIoTシステム
toasterTeam	マニュアル作成ツール

(「Ruby biz Grand prix」公式ホームページ (<https://rubybiz.jp/>) より)

(3)本市におけるマイナンバーカードの普及及び電子申請の現状

本市のマイナンバーカードの交付率は令和4年（2022年）2月末時点で43.93%となっており、令和3年度に入ってから急速に普及が進んでいます。

電子申請可能な手続きは60余りあり、うちマイナンバーカードを利用可能なものは29の手続きがありますが、電子申請の利用率はまだ低い状況にあります。

(4)本計画の策定

○ 松江市ＩＣＴ推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市が電子自治体の推進を図り、そのために必要な情報化政策を審議するために松江市ＩＣＴ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology、以下「ICT」という。）を活用した行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化及び安全・安心な地域づくりをはじめとする地域の課題解決への取り組みに関すること。
- (2) ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP：ICT-Business Continuity Plan）の制定及び重要事項の改定に関すること。
- (3) その他電子自治体推進のために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長を最高情報責任者（CIO:Chief Information Officer）とし、政策部を所管する副市長をもってあてる。
- 3 副委員長は、政策部長をもってあてる。
- 4 委員は、別表に掲げる役職にある者とする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員会に付議された事項を調査及び審議する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、政策部情報統計課及び政策企画課情報政策推進室に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

○ 松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画アドバイザーハイツ会議設置要綱

(設置)

第1条 松江市の行政デジタル化に資する「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画」(以下「計画」という。)について、策定において幅広い観点から意見を求めるため、「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画アドバイザーハイツ会議」(以下「アドバイザーハイツ会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 アドバイザーハイツ会議は、市長が必要と認める者により構成する。

2 構成員は、10名以内とする。

(意見等を聴取する事項)

第3条 アドバイザーハイツ会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

(1) 計画の策定に関する事項

(任期)

第4条 構成員の任期は、令和4年3月31日までとする。

2 構成員に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第5条 アドバイザーハイツ会議の会議は、必要な都度市長が招集する。

(庶務)

第6条 アドバイザーハイツ会議の庶務は、政策部政策企画課情報政策推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーハイツ会議について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

○ 松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画アドバイザーミーティング 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	所属
きむら しのぶ	システムアトリエブルーオメガ 代表
角 勝	株式会社フィラメント 代表取締役 CEO
中田 光俊	NTT ドコモ島根支店 5G・ICT 推進担当 エバンジェリスト
野田 哲夫	島根大学法文学部法経学科 教授
長谷川 陽子	情報教育アナリスト、長谷川陽子オフィス 代表
林 郁枝	ワークアット株式会社 代表取締役社長 CEO
廣富 哲也	島根大学学術研究院理工学系 准教授
森本 登志男	キャリアシフト株式会社 代表取締役

任期：令和3年（2021年）7月1日～令和4年（2022年）3月31日まで

○ 策定の経過

年	月	内容
令 和 3 年 (2021年)	8	16日 第1回ICT推進委員会、第1回アドバイザーミーティング開催 19日 庁内部会キックオフ
	9	1日～ 市民意見募集開始
	10	5日 第2回府内部会開催 15日 第1回府内部会 座談会開催 25日 第2回府内部会 座談会開催
	11	8日 第3回府内部会 座談会開催 16日 第2回アドバイザーミーティング開催 19日 第3回府内部会開催
	12	13日～16日 第4回府内部会 座談会開催（※グループに分け開催） 21日 第4回府内部会開催 28日 市民意見募集締め切り
	1	11日 第2回ICT推進委員会開催 17日～ パブリックコメント募集開始
	2	16日 パブリックコメント募集締め切り
	3	3日 第3回アドバイザーミーティング開催 25日 第3回ICT推進委員会開催、計画承認